

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1 変更概要

区内の東京都市計画生産緑地地区のうち、地区番号21の所有者から地区の一部について、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第10条に規定する買取りの申出があった。当該地については、申出から3か月が経過していることから、法第14条の規定が適用され、地内における行為の制限が解除されている。

そのため、現在、当該地の指定の解除に向けた都市計画変更の手続を進めているので報告を行う。

2 対象地区(位置については、裏面の位置図を参照)

地区番号21(大和町四丁目地内)

※面積約0.37haのうち、約0.07haの指定を解除

3 これまでの経過

平成4年11月5日	生産緑地地区都市計画決定
令和元年7月18日	生産緑地買取り申出受理
7月19日～8月16日	買取り希望の照会(買取り希望なし)
8月20日～10月17日	農業従事者への斡旋(希望者なし)
令和2年1月29日～2月28日	都知事協議

4 今後のスケジュール

令和2年3月10日～同月24日	都市計画案の公告・縦覧
4月13日(予定)	都市計画審議会へ諮問

5 今回の都市計画変更による区内の生産緑地地区数及び面積

現在:8地区(約1.43ha) → 変更後:8地区(約1.37ha)

生産緑地地区 位置図（令和2年2月末時点）

